

こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
- ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。
- 利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。
(※) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということは子どもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組みを設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として「○○事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「○○給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認
- 市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。